

長野県犯罪被害者等支援調整会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県犯罪被害者等支援条例（令和4年長野県条例第10号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等が直面している諸問題を解決するために必要な支援を、長野県、長野県警察、認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センターの三者（以下「三者」という。）及び県内の市町村が連携して途切れることがないように実施するにあたり、犯罪被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例の例による。

2 この要綱において「対象犯罪行為」（未遂を含む）とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 殺人、強盗致死傷、不同意性交等、逮捕・監禁、略取・誘拐・人身売買、傷害致死又は全治1か月以上の傷害
- (2) 交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故又は危険運転致死傷
- (3) その他、前2号に準じる行為で知事が認めるもの

3 この要綱における支援対象者は、前項に規定する対象犯罪行為による犯罪被害者等をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合は、支援対象者としなない。

- (1) 犯罪被害者等が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- (2) 犯罪被害者が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき犯罪被害者にも責めに帰すべき行為がある場合
- (3) その他の事情から判断して支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合

(支援コーディネーター)

第3条 第1条の趣旨に照らして、犯罪被害に関する情報を集約し、支援対象者への支援を円滑に行うため、支援コーディネーターを置く。

2 支援コーディネーターは、相談を受付けた機関（以下「相談受付機関」という。）が相談者から聴取した内容に基づき作成した「相談受理票（様式第1号）」のほか、聴取内容の引継を受ける。

3 支援コーディネーターは、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 支援対象者との面談、相談受付機関が作成した「相談受理票（様式第1号）」の補記、「アセスメントシート（様式第2号）」の作成
- (2) 「長野県犯罪被害者等支援調整会議支援要請希望申出書兼個人情報提供同意書（様式第3号）」の徴収
- (3) 支援計画の立案、「支援計画書（様式第4号）」の作成
- (4) 関係機関・団体との調整・協議、支援計画の決定（支援調整会議を開催しない場合）
- (5) 支援対象者に提供できる支援制度・サービスの説明及び支援計画書の交付

- (6) 支援の提供、進捗状況の確認
- (7) 支援提供後の面談（必要に応じて定期的に実施）
- (8) 支援計画の評価・見直し（支援調整会議を開催しない場合）
- (9) 市町村の総合的対応窓口担当者に対する助言
- (10) 県への支援調整会議の開催の要請（必要に応じて要請）
- (11) 支援調整会議に向けた調整・協議

（支援調整会議）

第4条 支援調整会議は、支援対象者への支援にあたり、支援コーディネーターから開催要請を受けた場合、県が必要と判断するときに招集する。

- 2 議長は、支援コーディネーターが務める。
- 3 会議は別表に掲げる機関で構成する。ただし、事項の協議に必要と認める者に参加を要請することができる。
- 4 会議の開催及び資料は非公開とする。

（所掌事項）

第5条 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者に対する支援内容の検討及び支援計画の決定
- (2) 支援計画の評価、見直し

（議事録）

第6条 支援調整会議の議事内容については、支援コーディネーターが「支援調整会議結果報告書（様式第5号）」を作成し、記録する。結果報告書その他会議に係る記録は非公開とし、閲覧及び提供の範囲は、支援に係る構成機関等に限る。

（支援の終結）

第7条 支援調整会議による支援の終結については、次のとおりとする。

- (1) 支援計画に基づく支援の提供から原則として1年間が経過した段階で、三者が支援調整会議の継続の要否について判断を行うものとする。
- (2) 支援調整会議による支援の提供を終結する際には、県は、支援調整会議の構成員に対してその旨を報告し、支援コーディネーターは、犯罪被害者等に対してその旨と再相談が可能であること等を伝えるものとする。
- (3) 支援調整会議を終結する場合であっても、支援コーディネーターは、支援提供中の関係機関・団体に対して、その後も必要な支援を提供するように依頼するものとする。
- (4) 本要綱における「終結日」とは、支援調整会議において支援の提供を終結する旨を確認し、結果報告書に記載した日をいう。

（大規模事案発生時の支援）

第8条 県は、犯罪等により多数の人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案が発生した場合には、支援調整会議を開催し、構成機関等が協働して緊急に

行う必要がある犯罪被害者等支援を実施することができるよう、必要な協議を行うものとする。

(秘密保持義務)

第9条 支援調整会議の構成員は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日平成15年法律第57号）の趣旨に則り、支援対象者の個人情報について、情報の漏洩等がないよう、別紙のとおりその保護に万全を期すこととする。

(文書の保管管理)

第10条 議事録を含む支援調整のために作成した文書の保存期限は、終結日の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。5年を経過する前に、再度被害者等から要望があった場合は、当該新たな支援に係る終結日の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。

2 文書の保管期間を延長する特別の理由がある場合には、協議の上、延長できるものとする。

(庶務)

第11条 支援調整会議の庶務は、県民文化人権・男女共同参画課にて行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

長野県民文化人権・男女共同参画課 長野県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室 認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター 犯罪被害者等が居住する市町村の犯罪被害者等支援施策担当課

別紙（第9条関係）

犯罪被害者等の個人情報を適切に管理するため、次の事項を参考に対応する。

- （1） 被害者及びその家族に関する氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号等の個人情報を伴う書類にあつては、誤送信による情報漏洩防止の観点から、専用の鞆等に収納の上原則手渡しとするが、簡易書留等による郵送（受取確認ができるもの）や機密情報送付に対応したパスワード付き電子メール等による送付に限り可能とする。また、個人情報を伴わない書類であっても、本条に準じた取扱いとする。
- （2） 書類等を電子メールで送付する場合は、送付前に必ず送信先の受信確認を実施するとともに、作成者を含む2名以上の職員で確認した上で、送付することとする。
- （3） 個人情報を有する書類にあつては、執務中は机上に放置しない等関係者以外の者が容易に閲覧できないよう留意するとともに、保管責任者を指定した上で、鍵のかかるロッカー等で保管することとする。
- （4） 支援調整会議で個人情報が記載されたものを配付する必要がある場合は、原則として会議終了後に回収し、廃棄するものとする。
- （5） 情報の共有を受けた後の機関及び団体内部における共有の範囲は、支援に係りのある職員に留めるものとし、不必要な写しの作成をしない等共有時の注意喚起を徹底する。